【売買代金債権（継続的売買契約）】

差 押 債 権 目 録

金　　　　　　　　　　円

債務者と第三債務者間の継続的売買契約に基づき，債務者が第三債務者に対して有する　　　　　　　　　　　　の売掛代金債権にして，本命令送達日以降６か月以内に支払期の到来するものにして，支払期の早いものから順次頭書金額に満つるまで

【請負代金債権】

差 押 債 権 目 録

金　　　　　　　　　　円

債務者が第三債務者に対して有する債務者と第三債務者との間の下記工事の請負代金債権にして，支払期の早いものから頭書金額に満つるまで

記

工事名

契約日　　　令和　　年　　月　　日

工事場所

工　期　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

工事代金　　金　　　　　　　　　円